

UD ニュースレター

2026 年 7 月

国税庁、令和 6 年分の国外財産調書の提出状況を発表（1 月 28 日）

国税庁は、令和 6 年分の国外財産調書の提出状況（令和 7 年 3 月 15 日提出期限）について発表した（2026 年 1 月 28 日）。

それによると、国外財産調書の総提出件数は全国で 14,544 件となり、前年（令和 5 年）の 13,243 件に比べて 1,301 件、9.8%の増加となった。局別の件数は、東京局（9,262 件）、大阪局（2,094 件）、名古屋局（933 件）の順に多く、この 3 局で全体の 84.5%を占める。国外財産の価額の総合計額は、約 8 兆 1,945 億円で、昨年（約 6 兆 4,897 億円）に比べて 1 兆 7,048 億円、+26.3%の上昇となった。財産種別の内訳は以下の通りとなっている。土地・建物の価額はあわせて 7,083 億円で、8 年連続で 5,000 億円を超え、昨年の 6,684 億円からは 6.0%の上昇であった。

財産の種類	令和 6 年分	令和 5 年分
有価証券	5 兆 4,817 億円	4 兆 908 億円
預貯金	8,817 億円	8,479 億円
建物	5,397 億円	5,064 億円
土地	1,686 億円	1,620 億円
貸付金	2,618 億円	1,835 億円
上記以外の財産	8,611 億円	6,993 億円
合 計	8 兆 1,945 億円	6 兆 4,897 億円

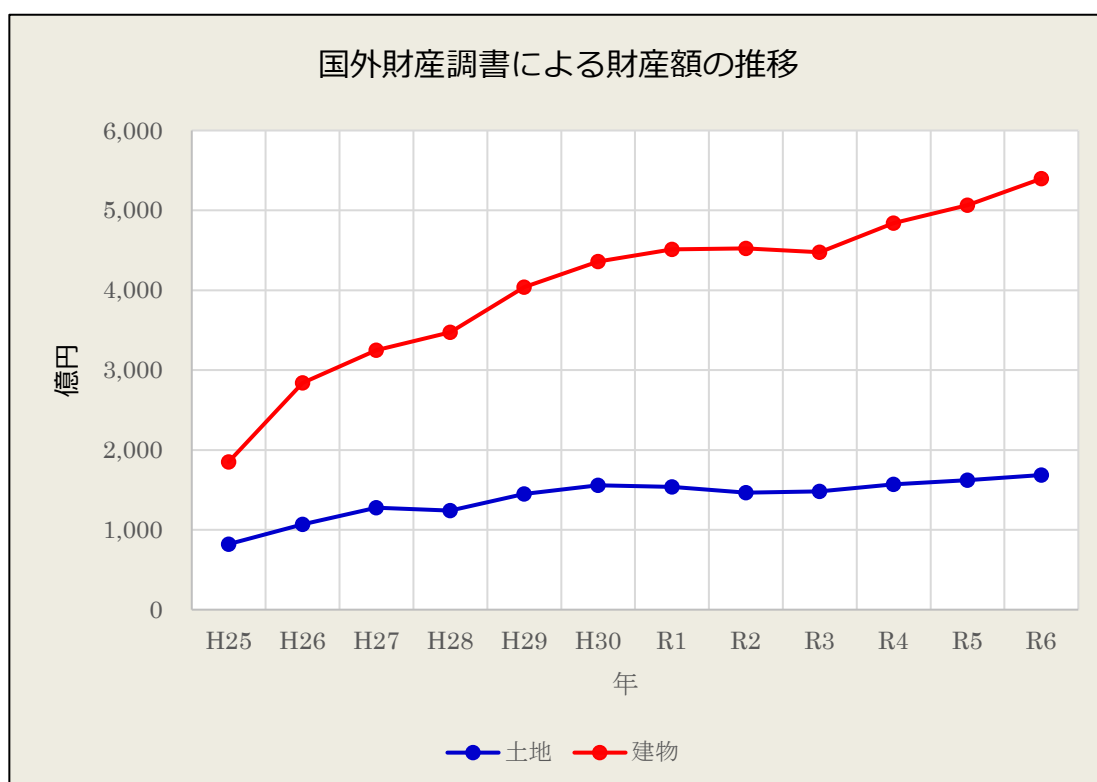
出所：国税庁公表データより弊社作成

当制度は、その年の 12 月 31 日においてその価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する居住者が、翌年 3 月 15 日までに当該財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を税務署長に提出しなければならないとするものであり（根拠法：内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律）、期限内に提出がない場合又は虚偽記載の場

合には罰則（１年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が適用され、また調書の提出がない場合又は提出された調書に記載のない国外財産に係る所得税の申告漏れが生じたときには、加算税が 5%加重される。一方、国外財産調書は自主的に自己の情報を提出するものであることから、調書を期限内に提出した場合に、記載された国外財産に係る所得税・相続税の申告漏れが生じたときでも加算税を 5%軽減する等のインセンティブ措置等が設けられている。

国税庁の発表によると、国外財産調書の提出のある者及び提出を要すると見込まれる者に対する令和 2 事務年度における所得税及び相続税の実地調査の結果、上記の加重措置を適用したものが 366 件（昨年度は 303 件）、軽減措置を適用したものが 221 件（昨年度は 168 件）であった。

平成 25 年の制度開始以降の調書に基づく財産額の推移は以下の通り増加傾向にあり、年々重要度が増していると判断される。



出所：国税庁公表データより弊社作成

国税庁

<http://www.nta.go.jp/>



アジア開発銀行、日本とアジア・太平洋地域における災害に対する強靱性強化に向け、新たな連携を発表（5月4日）

アジア開発銀行（ADB）の発表によると、同行は、開発途上加盟国（DMCs）の災害への強靱（レジリエンス）性と地域協力の強化を支援するため、新たな資金協力枠組み（ファイナンス・パートナーシップ・ファシリティ）を立ち上げたと発表した（2026年5月4日）。日本が最初のパートナーとして参画する。

この新たな枠組みの名称は、「自然災害に対する準備および強靱性強化に向けた事前確保資金に関するファイナンス・パートナーシップ・ファシリティ（PREPARE）」で、ADBが管理・運営を担う。PREPAREの特徴と概要は以下の通り。

- ・初の専門枠組み：ADBとして初めて「災害リスクファイナンス（DRF）」に特化した枠組みである。
- ・太平洋信託基金（P-PREPARE）の設立：本枠組みの一環として、日本から290万ドルの初期拠出を受け、太平洋信託基金（P-PREPARE）が設立された。
- ・包括的なプラットフォーム：加盟国ごとの多様なリスクや組織能力の違いに配慮しつつ、共同行動を可能にする包括的なプラットフォームとして機能し、地域レベルでの取り組みを力強く後押しする。

このうちP-PREPAREの具体的な支援内容としては、「データ分析能力の向上に向けた資金支援」、「災害リスクファイナンス（DRF）関連の金融商品における、費用負担の軽減および各国ニーズとの整合性強化」、「太平洋地域におけるDRF戦略の策定や、革新的な資金調達手法の開発支援」があげられている。また、本基金は、太平洋諸国が共同で所有する「太平洋自然災害リスク保険会社（PCRIC）」に対しても重点的な支援を行う。これにより、災害発生時の迅速な保険金支払いを可能にし、自然災害に対する財務面の強靱性強化を図る。

ADBは、アジア・太平洋地域の持続可能で包摂的（インクルーシブ）、かつ強靱な成長の促進に取り組む主要な国際開発金融機関である。加盟国・地域やパートナーと緊密に連携し、複雑な課題に対して革新的な金融手法を駆使している。また、戦略的パートナーシップを通じて、地域住民の生活向上や質の高いインフラ整備を進めるとともに、地球環境の保護にも貢献している。1966年の創立以来、現在は50の域内国・地域を含む、計69の加盟国・地域によって構成されている。



国交省、「インフラ海外展開における新たな課題・方向性について」の資料を公表 (2月27日)

国土交通省は、2026年2月27日、インフラ海外展開における新たな課題・方向性について資料をまとめた（都市交通システム海外展開研究会）。

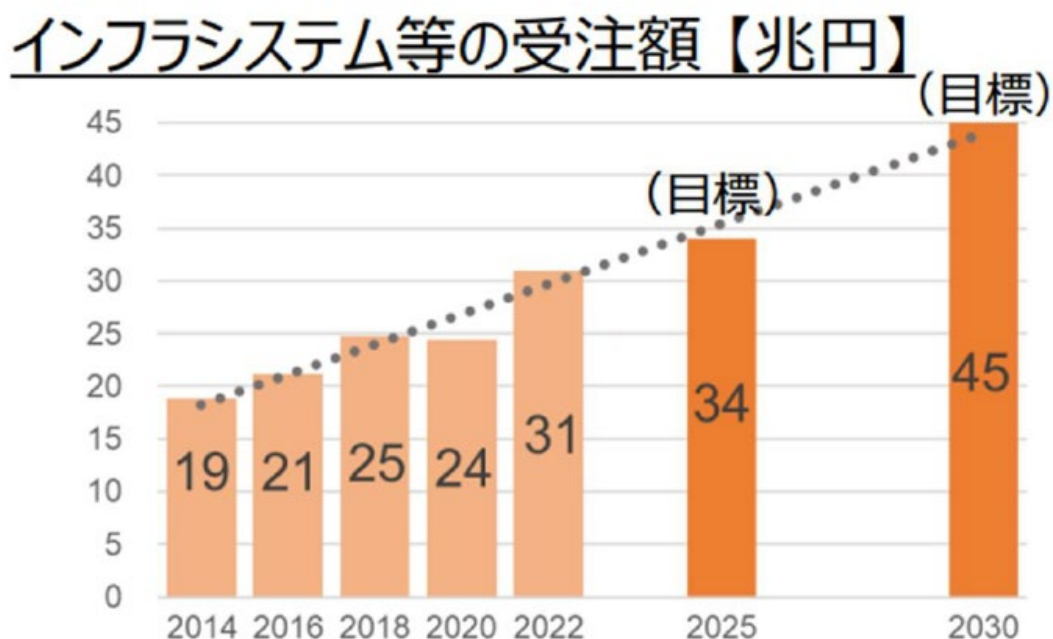
1. インフラシステム海外展開と「戦略2030」について

まず、世界的なインフラ需要を日本経済の成長に取り込むため、わが国は従来の戦略を経済安全保障や地政学的リスク、グローバルサウスの台頭に対応した「インフラシステム海外展開戦略2030」へアップデートしており（2024年2月24日）、2030年にインフラシステム受注額45兆円を達成することを目標（KPI）に掲げている。

具体的な施策として、共創と国際競争力の強化やGX・DX等の社会変革への取り組みなどをあげている。

共創と国際競争力の強化：相手国のニーズを捉えた能動的な「オファー型協力」の推進や、プロジェクトの「上流（計画策定）」段階からの積極的な参画を進めている。

GX・DX等の社会変革への取り組み：グリーン（GX）・デジタル（DX）・防災分野への支援を強化しているほか、ウクライナのインフラ復興支援（官民協議会JUPITER）や中南米進出プラットフォーム（PLACIDA）の構築など、機動的な官民連携を行っている。

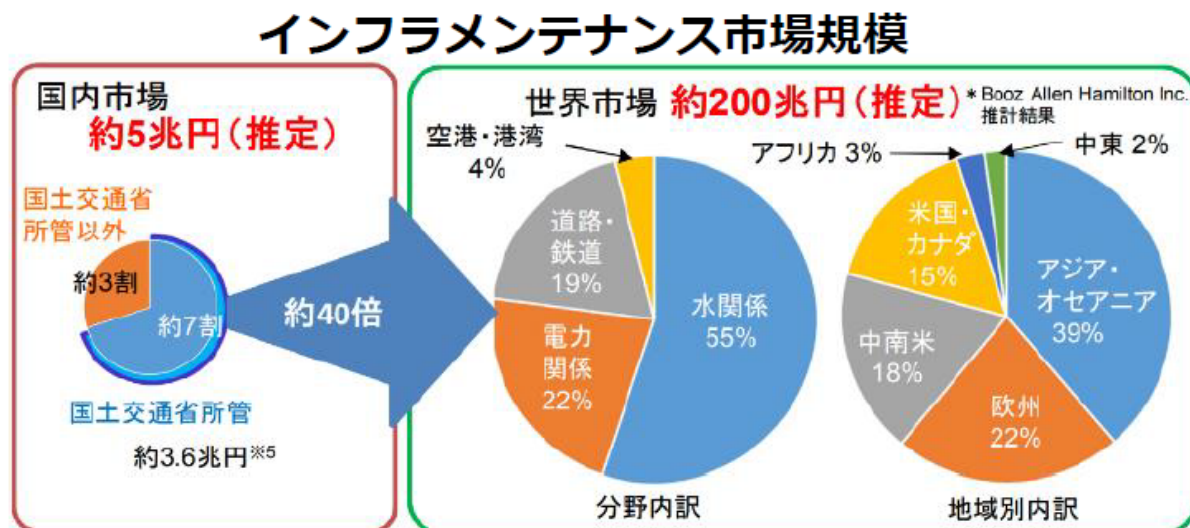


(国交省資料より抜粋)

2. インフラメンテナンス・マネジメントの海外展開

インフラシステムの海外展開は、国内市場（約5兆円）の約40倍に相当する約200兆円の巨大な世界インフラメンテナンス市場への進出を目指す取り組みであり、新興国の成長や国際競争の激化により日本企業の受注が難航する中、インフラの売り切りだけでなく、その後の「運営・維持管理(O&M)」や「官民連携（PPP）」への対応力を高めることが不可欠となっている。

需要リスクを政府が負担する仕組み（上下分離・グロスコスト方式）を活用した「タイ・バンコクの都市鉄道保守事業」や、民間がリスクをテイクしやすい案件形成を行った「インドの有料道路運営事業」などの実績をあげるとともに、「インフラメンテナンス国民会議 海外市場展開フォーラム」などを通じて、現地のニーズ調査、日本の技術アピール、ビジネスマッチング、人材育成などを推進している点が示されている（産官学の連携体制の整理）



（国交省資料より抜粋）

3. JCM の都市交通分野への適用可能性について

JCM（二国間クレジット制度）とは、日本の優れた脱炭素技術や資金を提供してパートナー国とともに温室効果ガス（GHG）を削減し、その削減量を両国の貢献度に応じて分け合う仕組みである。

2025 年 4 月時点で 29 カ国がパートナーとなっている。

この JCM の仕組みを、駅周辺の効率的な都市開発を行う「公共交通指向型都市開発（TOD）」プロジェクトに適用するための調査検討業務（令和 7 年度補正予算事業）が、令和 8 年 1 月に公示された。

それによると、東南アジアをはじめとする海外の都市における公共交通整備において、JCM の適用が可能なプロジェクトを 3 箇所程度特定し、必要な情報収集を行った上で交通需要を推計する手法について検討・立案のうえ、交通需要の推計手法の立案や必要データの収集、対象国政府などの関係機関との調整・協議を進めていく内容となっている（履行期限は 2027 年 3 月 12 日とされている）。

詳しくは国土交通省ホームページに掲載されている。



日本と世界銀行、重要鉱物サプライチェーン及びエネルギー強靱性の強化に向け協力を拡大（6月1日）

片山さつき財務大臣とアジェイ・バンガ世界銀行グループ総裁は、2026年6月1日、途上国が投資、雇用、長期的な経済成長に結びつく、より強靱なサプライチェーンとエネルギーシステムを確立するための支援で連携を強化することに合意した。（世界銀行ニュースリリースより）

両者は、「RISE（強靱で包摂的なサプライチェーンの強化）プラス（+）」を立ち上げるための文書に署名するとともに、新しい枠組「DRIVE（バリューチェーン及びエネルギー安全保障の強化に向けた機動的対応）」に合意した。両イニシアティブは、重要鉱物と地域全体のエネルギー安全保障の強化に向けた日本と世界銀行グループとの現行のパートナーシップを強化する。

我が国は、新たに2,000万ドルを拠出し、世界銀行グループの信託基金に新たな支援枠として「RISE+」を創設する。RISE+は、我が国がG7議長国下である2023年に立ち上げたRISEパートナーシップを補完するものである。

RISE+は、レアアースを含む重要鉱物サプライチェーンに必要な主要インフラ整備や民間投資促進に関する途上国の需要拡大を、実際の官民の投資につなげることを支援し、特にカントリ・コンパクトに沿って、産業発展と質の高い雇用創出に貢献する。同イニシアティブは、官民両セクターの取組を調整することで、途上国が有する豊富な天然資源の持続的な経済機会への転換を支援することを目指す。

また、DRIVEは、中東紛争によって引き起こされたアジアの燃料供給不足やサプライチェーンの停滞を踏まえた緊急対応を実施する100億ドル規模の日本の支援枠組である「POWERR Asia」を補完する枠組として立ち上げる。世界銀行グループは、DRIVEにおいて、国際協力銀行及び国際協力機構をはじめとする政府系機関とも協力しつつ、ソブリン向け支援と民間向け支援を組み合わせ、影響が特に深刻な国が経済を安定させ、将来に向けてより強靱なエネルギーシステムを構築できるよう支援する。

本枠組では、世界銀行グループが有するグローバルな専門性とエネルギー安全保障における日本のリーダーシップを生かし、分析作業や技術協力を提供し、サプライチェーン管理と危機準備強化に貢献する。この一環で、脆弱国に対しても購買力をまとめることで重要物資への迅速なアクセスを確保するための支援にも取り組む。

RISE+及びDRIVEは、途上国が重要鉱物やクリーンエネルギーへの需要拡大を実際の官民の投資に結びつけ、産業の発展と雇用創出がもたらされるよう支援する。地域のサプライチェーンとエネルギー強靱性を強化することで、アジア太平洋地域をはじめとする途上国、ひいては日本及び世界の安定的な経済成長に貢献していく。

世界銀行

<https://www.worldbank.org/ja/country/japan>



THE WORLD BANK

JETRO、日本企業の海外事業展開に関するアンケート結果を発表（3月10日）

日本貿易振興機構（JETRO）は、2025年度の日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査の結果を発表した（2026年3月10日）。2025年11～12月にかけて、JETROのサービス利用者を対象としたアンケート調査を実施したもので、3,369社から回答を得た。発表された結果の一部は以下のとおりである。

（1）海外売上高の増加見込み、2026年度も国内を上回る

各社が想定する2026年度の国内および海外売上高（前年度比）について、海外売上高の「増加」を見込む企業が56.1%で、国内売上高（47.3%）を上回った。製造業の海外売上高の増加を見込む割合が56.6%（前年度比2.3ポイント減）、非製造業は55.2%（同1.9ポイント増）で業種間の差が縮小した。海外売上高の増加を見込む割合は、飲食料品、医療品・化粧品が上位で前回同様となった。

（2）調達・生産の移管・多様化の動き、円安による見直しも

一部企業では調達、生産ともに地政学リスク分散に向けた移管・多様化の動きが見られる。円安に伴うコスト増への対応として調達先、生産国の見直しを行う企業も複数あった。

中国からの調達・生産の分散の声が複数ある一方、コスト削減を背景に調達を拡大、中国生産に移行する動きもあった。

（3）2025年度の輸出見通しは前年比で改善傾向

2025年度の輸出見通しについて、5割の輸出企業が輸出数量は「増加」と回答。「減少」と回答した企業は16.8%で、前年度（17.6%）から改善した。中小企業の「増加」との回答が2年連続で大企業と同回答を上回った。

輸出減少と答えた企業のその理由は、「競合激化」との回答が前年比で4.7ポイント増加した。また、25.1%の企業が米国関税の影響と回答した。

（4）現状の通商政策を踏まえても、米国が最重要輸出先

今後3年程度で最重要とする輸出先では「米国」との回答が27.1%となり、他国・地域との差をさらに広げ、首位となった。中国（13.9%）との回答は2022年から減少を続け、ASEAN（19.4%）を重視する企業も2024年から減少傾向である。

最重要輸出先として、大企業では米国、ASEAN、中国に次いで「インド」（12.5%）と回答した企業が1.7ポイント増加した。中小企業では同じく上位に次いで「EU」（12.0%）と回答した企業が1.8ポイント増加した。

詳しくはJETRO ホームページに掲載されている。

<https://www.jetro.go.jp/>



西アフリカ地域の共通通貨「ECO（エコ）」の導入計画の現状（3月1日）

2026年2月4日から13日まで、リベリアの首都モンロビアにおいて ECOWAS（西アフリカ諸国経済共同体）をはじめとする各組織による合同の法定会合が開催された。そこで、ECOWAS 加盟国の中央銀行総裁らが集まり、共通通貨 ECO の発行に向けた金融政策の一致や、制度的なガバナンス体制の最終調整を行う会合が持たれた。

共通通貨の発行については、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の 15 カ国で進められていたプロジェクトであるが、政治的混乱（軍事クーデターなど）を背景に、2025 年 1 月にマリ、ニジェール、ブルキナファソの 3 カ国が ECOWAS から正式に脱退している。そのため、現在は 12 カ国体制で計画が推進されている。

現時点での方針をまとめると、加盟国間の経済格差が激しいため、全国家が一斉に導入するのではなく、「条件を満たした国から順次導入する」という現実路線が取られている。

- ・第 1 段階（先行グループ）： 独自通貨を持つナイジェリア、ガーナ、リベリア、シエラレオネ、ギニア、ガンビアの 6 カ国が先行してまず移行する計画。
- ・第 2 段階（後発グループ）： 現在、ユーロにペグされた「CFA フラン」を使用している国々（セネガルやコートジボワールなど）が後に合流するというシナリオ。

しかし、政治的な足並みは揃いつつあるものの、経済的なハードルは依然として高い。

- ・厳しい経済マクロ基準： ECO の導入には、「インフレ率を 1 桁台に抑える」「財政赤字を GDP 比 4%以内に収める」といった厳格な基準（収斂基準）が設けられている。
- ・大国の経済不安： 域内の経済規模の大部分を占めるナイジェリアが深刻なインフレに直面しているほか、ガーナも債務問題を抱えており、2027 年までにこれらの主要国が基準をクリアできるかが最大の懸念点となっている。



台湾の土地売買市場の動向レポート（6月30日）

■ 台湾の“公告地価”と“公告土地現値”

台湾・内政部地政司から、2026年1月1日発効の“公告地価”及び“公告土地現値”が発表された。

“公告地価”とは、「申報地価（※後記参照）」の参考のため、中央政府並びに直轄市・県政府の地価評議委員会が土地の取引データや収益データ等を参考に評定するものであり、平均地権条例や税法がその根拠となっている。一定期間内に土地所有者から異議がなければ地価は確定され、課税の基準となる。以前は3年毎に発表されていたが、2016年以降は2年毎に発表されている。

一方、“公告土地現値”は、平均地権条例46条の規定に基づき、直轄市・県政府が地価評議委員会の評議を経て毎年1月1日に公示する地価で、売買、課税、補償等の参考とされるものである。わが国の国土交通省による地価公示制度に類似しており、各所の地価の動向を把握することができる。

法規名稱：平均地権條例

修正日期：民國 108 年 07 月 31 日

第 46 條 直轄市或縣(市)政府對於轄區內之土地，應經常調查其地價動態，繪製地價區段圖並估計區段地價後，提經地價評議委員會評定，據以編製土地現值表於每年一月一日公告，作為土地移轉及設定典權時，申報土地移轉現值之參考；並作為主管機關審核土地移轉現值及補償徵收土地地價之依據。

この公告地価と公告土地現値は、以下の様な共通点と相違点がある。

（ア）いずれも地方自治体（直轄市・県政府）の地価評議委員会によって評価される。

（イ）いずれも課税の基礎として使用される。

（ウ）公告地価は、申報地価（※下記参照）の参考とされ、土地税（保有税）と土地賃借料を計算するための基礎となる。公告土地現値は、土地増値税、相続税、贈与税の計算の基礎となり、また土地の所有権移転、質権等の設定、土地収用、土地買収の補償の参考とされる。

内政部地政司によると、公告地価は申報地価の参考であるため、土地所有者は発表された最新の公告地価について、2026年1月2日（金）から2月2日（月）までの期間内に20%の増加または減少の範囲内で、市県に照会することができるとしている。異議がない場合には、「申報地価」は

この公告地価の 80%の数値で確定され、課税の基礎として活用されるとしている。

(エ) 公告地価は、実勢取引価格の約 10～20%という低い水準に意図的に据え置かれている。一方、公告土地現値は土地増値税の基準となるため、「実勢価格の 90%以上」を維持・達成するという明確な政策目標がある。前回 2024 年（民国 113 年）の台湾全土平均の公告地価は、実勢取引価格の 19.59%であった。また、公告土地現値（2026 年）の対実勢比は、台北市で 92.40%、台中市で 91.05%、新竹市で 92.06%と発表されている。

例えば、台北市信義区にある台湾のランドマーク・台北 101 敷地の公告地価は、2026 年は 555,000 台湾元/㎡で、公告土地現値 2,112,000 台湾元/㎡の 0.26 の水準となっている。

※申報地価

申報地価とは、土地所有者が登記の際に自己申告する地価のことで、孫文の三民主義の考え方を基礎とする平均地権——所有より利用の意義を説いたもので、土地を活用することが必要な人に、土地を取得して利用する機会を与えることを理念とする考え方——を具現化する政策の一つである。すなわち、地価を安く申告すれば課される税金は低い、その安い価格で買収されるおそれもあるため、この相互効果により適正な地価を申告させようとするのが狙いとなっている制度である。



（台湾・内政部地政司のロゴ）

■ 2026 年の公告地価と公告土地現値の動向

台湾・内政部が発表した 2026 年の公告地価及び公告土地現値によると、公告土地現値は前年の 2025 年に比べて微減から横這いの傾向となった。

2025 年に中央銀行による不動産融資規制（選択的信用管制）の強化が行われたことにより、台湾全土で不動産取引量が前年比で 15～27%ほど急減した。そのため、長らく続いていた地価上昇は一服し、公告土地現値は緩やかな下落が目立ったとされている。

一方、公告地価の変動率は、前回発表の 2024 年に比べて数%の小幅な上昇となっている。これは、公告地価は 2 年分の地価変動をまとめて反映するため、2024 年通期のプラスの蓄積分があることから 2025 年通期の微減分を打ち消し、「数%程度の小幅な上昇（プラス）」を維持している自治体が大半となったものである。

公告土地現値について主要各市を見ると、台北市の地価は年率－0.31%で、住宅価格の下落を反映し、7 年ぶりに下落へ転じた。なお、商業・工業に限ると＋0.46%とわずかにプラスを維持している。

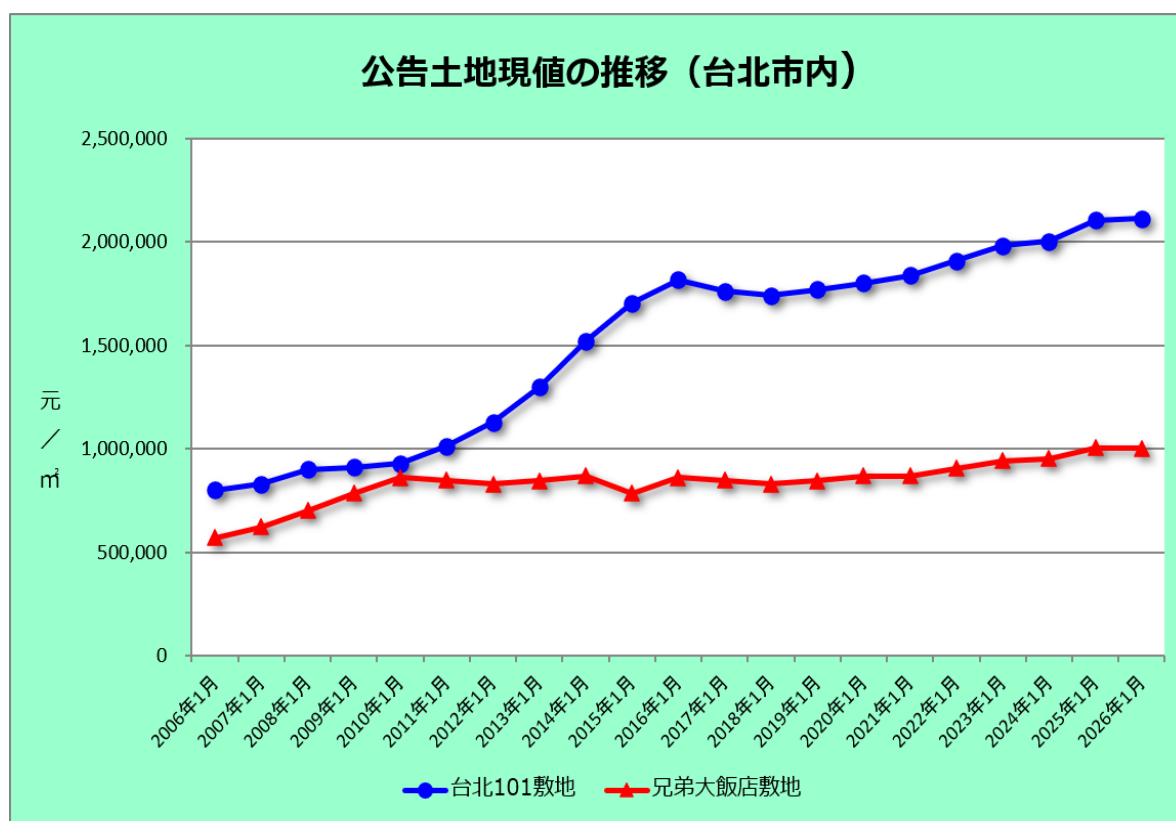
最高価格地は「台北 101」の 2,112,000 台湾元／㎡（約 10,560,000 円／㎡、1 台湾元≒5.0 円で計算）であった。

新竹市は+2.93%の上昇で、科学園區（サイエンスパーク）周辺の需要が堅調で、プラスを維持している。高雄市も+1.21%で、住宅の取引量は減少したが、TSMC（台湾積体電路製造）の工場新設などの好材料もあってプラスを維持している。

公告地価は、台北市の 2 年前（2024 年）からの変動率が+3.90%、新竹市が+3.06%、高雄市が+4.32%、台中市が+1.51%で、2025 年の下落分を 2024 年の上昇分が打ち消した結果、各市ともにプラス数値となっている。

2026 年の公告土地現値のうち、台湾全国で最も地価が高かったのは台北市信義区にある台湾のランドマーク・台北 101 の敷地で、2,112,000 台湾元／㎡（約 10,560,000 円／㎡、1 台湾元≒5.0 円で計算）で、2025 年価格（2,103,000 台湾元／㎡）に比べて+0.4%のわずかな上昇となった。

次のグラフは、台北市のうち最高価格地の台北 101（信義区）と商業地として中庸的と思われる兄弟大飯店（松山区）の公告土地現値の推移を示したものである。



台北では 2002 年に若干地価下落が見られたものの、2004 年からはリーマンショック（2008 年）による影響も殆どなく地価は上昇傾向が続き、2012～2015 年頃には年間で+10%を超える様な激しい高騰が見られた（台北 101 は 2014 年に対前年比+17.0%の大幅な地価上昇となっている）。過熱する地価の高騰を抑えるため、2016 年に「房地合一税」の課税が導入され、地価は若干下落を示した（「購入から 1 年以内の転売は一律 45%」、「2 年以内は 35%」という重税が課されたため、それまで不動産の高騰を牽引していた投資目的の資金が一気に市場から引き揚げた。台北市では、2016 年には公告地価も前年比で平均 30.38%引き上げ、重税を課した）。

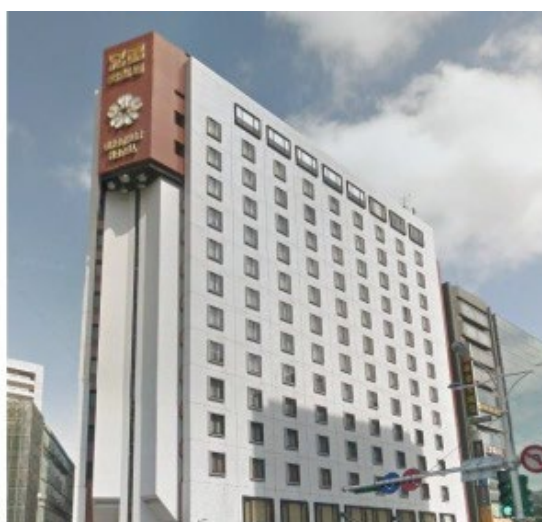
その後はコロナ禍も含めて緩やかな地価の上昇が続いたが、上述の通り、2025年に中央銀行による不動産融資規制の強化（元本返済猶予期間（寛限期）の適用条件の制限。融資比率・LTVの引き下げなど）が行われたことにより、地価は緩やかな下落傾向が示されている。

なお、投機抑制のために2021年7月には「房地合一税2.0」（房地合一税の強化・増税で、短期転売（5年以内）の重税（35%～45%）など）が導入されたが、当時は他の要因（※）によって地価は下落しなかった（2022年に台北101は+3.8%、兄弟大飯店は+4.1%とむしろ高い上昇を示している）。

※：コロナ禍の経済政策（住宅ローン金利の低下など）、コロナ特需（世界的なチップ不足）による台湾のハイテク産業の利益拡大、コロナ禍による世界的なサプライチェーンの混乱により、大手台湾企業が中国など海外から台湾国内へ拠点を戻した（台商回流）など



台北101



兄弟大飯店

■ 都市地価指数

台湾・内政部地政司では、上記の公告地価、公告土地現値とは別に、地価に関する指数として「都市地価指数」も発表している。当該指数は、各自治体の都市計画範囲の住宅エリア、商業エリア、工業エリアの土地から平均的な地価を算出し、一定期間（6ヶ月間）の地価の変動を基準となる時期の地価（現在は2018年3月31日の地価）を100として表す指数であり、毎年2回、1月15日と7月15日に発表されている。

直近の指数は2026年1月15日に発表された第65期（2025年4月1日から9月30日の6ヶ月間）の都市地価指数であり、次回は2026年7月15日に発表される予定である。

第65期の指数を見ると、全国指数は106.44、対前期変動率は+0.40%で、2期連続で全国の上昇幅が1%未満となった。

台北市は対前期比-0.27%で、2期連続のマイナスとなり、融資規制が直撃して取引量が落ち込んだ状況を反映している。台中市でもこれまでの住宅の過剰供給が影響して-1.19%の下落となった。新竹市や高雄市は1.0%以内の微増で、明確だった地価の上昇傾向が終了しつつある。



UD アセットバリュエーション株式会社
〒542-0061 大阪市中央区安堂寺町 1-3-6
大阪上町ビル 5F（大阪オフィス）
TEL : +81-6-6776-2801
FAX : +81-6-6766-3607
E-mail : info@udassetv.co.jp
Web : <http://www.udassetv.co.jp/>